

# 青森県報

第二千七百七十号

平成十五年五月七日(水曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定……………(林政課) ……一  
右 同……………( 同 ) ……一

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(農林水産部) ……二  
土地改良事業の工事の完了……………( 同 ) ……二

## 告 示

青森県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

### 一 保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九二の一地先(次の図に示す部分に限る。)

### 二 保安林指定の目的

飛砂の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月七日

青森県知事 木 村 守 男

### 一 保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下八二地先(次の図に示す部分に限る。)

### 二 保安林指定の目的

飛砂の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月七日

三戸地方農林水産事務所長 田中正之

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	柏田 雅俊	三戸郡倉石村大字又重字館町八七	平成 一五・四・一就任
"	本田 義教	" " " " 字 鎗水一〇	"
"	手倉森 清忠	" " " " 大字中市字中市三	"
"	勝山 實	" " " " 大字又重字古川代三三三の	"
"	高谷 和夫	" " " " 字上谷地二三	"
"	小原 洋一	" " " " 字太田五二の二	"

理事	監事	理事	監事
角浜 寛	三浦 良浩	奥 幹夫	角浜 寛
三浦 道弘	東山 道弘	三浦 亮一	三浦 良浩
細田 豊	細田 豊	梅津 真言	東山 道弘
浦崎 榮悦	柳沢 慶次郎	高谷 富士男	細田 豊
古川 栄一	古川 栄一	手倉森 清忠	浦崎 榮悦
細田 豊	細田 豊	奥 彬誉	古川 栄一
奥 幹夫	奥 幹夫	本田 義教	細田 豊
三浦 亮一	三浦 亮一	柏田 雅俊	奥 幹夫
梅津 真言	梅津 真言	久保田 利夫	三浦 亮一
高谷 富士男	高谷 富士男	勝山 茂樹	梅津 真言
手倉森 清忠	手倉森 清忠		高谷 富士男
奥 彬誉	奥 彬誉		手倉森 清忠
本田 義教	本田 義教		奥 彬誉
柏田 雅俊	柏田 雅俊		本田 義教
久保田 利夫	久保田 利夫		柏田 雅俊
勝山 茂樹	勝山 茂樹		久保田 利夫

土地改良事業の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月七日

三戸地方農林水産事務所長 田中正之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業六四一〇一	福地村	平成一五・三・二〇

十四年災農地災害復旧事業

六四一

〃

〃

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭